

# 高齢者世帯などの間口除雪の支援

市では、日常生活を維持するため、高齢者世帯などの間口除雪への支援を行っています。  
ご近所や家族・親族などからの支援が受けられず、お困りの方はお問い合わせください。

## 対象者

おおむね65歳以上の一人暮らし世帯または高齢者のみの世帯で、除雪ができない世帯

## 間口除雪の範囲

玄関から主要道路まで、歩いて通れる幅の分（車が入り得る幅、屋根からの落雪や通路でない部分などは対象外）

## 実施基準

その日の朝までに雪が10cm以上降り積もった場合

## 自己負担額

330円（1回1時間まで）

※1カ月分をまとめて、作業実施者であるシルバー人材センターに支払ってください。（例：10回作業した場合は3千300円）



## 自治会などによる間口除雪

市では、地域の高齢者世帯の間口除雪を実施する自治会などに対し、間口除雪の委託を行います。高齢者世帯への支援を行っています。

住民同士の支え合いで、冬期間も安心・安全な地域づくりに取り組み自治会などを募集します。

## 対象者

地域に居住するおおむね65歳以上の一人暮らし世帯または高齢者のみの世帯の、日々の間口除雪を行う自治会など

間地域包括支援センター  
☎30-0103

間地域包括支援センター  
☎30-0103

## 高齢者世帯などの雪下ろし・除排雪にかかる費用の助成

高齢者世帯などでは、自力での雪下ろしが困難であり、また無理な作業は転落事故の要因となります。

市では、高齢者世帯などの冬期間の安全確保と不安解消を図るため、雪下ろし・除排雪にかかる費用を助成しています。

## 対象となる世帯

次のいずれかに該当し、自力での除雪が困難と認められ、家族・親族などによる支援もなく、市税などを滞納していない世帯

- ① 70歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 等級が1級または2級の身体障がい者のみの世帯

※日常的な敷地内の除雪作業は対象となりません。

助成対象となる作業  
対象となる世帯が現に居住する家屋（1戸建・持ち家に限る）で、平成31年3月20日（日）までに業者などに依頼して行った次の作業。

- ① 敷地内にたまった雪の除排雪作業
  - ② 家屋の屋根の雪下ろし作業
- ※借家・アパート、小屋、誰も住んでいない居宅（冬期間不在含む）、空き家は対象外です。

## 申請期限

平成31年3月25日（日）

間長寿支援課 長寿生活班  
☎30-0234

## 利用手続き

- ① 作業の依頼  
業者へ直接依頼してください。  
助成対象期間は、平成30年12月1日（土）から平成31年3月20日（日）までの作業です。  
業者以外へ作業を依頼した場合でも提出書類などが揃えば補助対象となります。

- ② 作業にあたって  
作業の際は、実施前・実施後の写真を必ず撮影してください。ご自身で撮影できない場合は、作業を実施する業者へ依頼してください。



- ③ 作業終了後  
業者へ費用を支払ってください。この際、次の内容が記載された領収書を必ず受け取ってください。  
●宛名 ●作業実施日 ●作業場所（〇〇様宅など） ●作業内容（除排雪・雪下ろしなど） ●領収書発行日 ●業者名および業者印

- ④ 市へ書類を提出  
補助金交付申請書に次の書類を添えて福祉保健センターまたは各支所へ提出してください。  
●領収書の写し ●実施前・実施後の写真

- ⑤ 審査・補助金の振り込み  
市の審査後、助成対象となる方に、後日、指定の口座に補助金を振り込みます。

## 除雪ボランティア大募集中

社会福祉協議会では身近に除雪の協力を得られない一人暮らし高齢者や、障がい者を対象に市民ボランティアによる除雪支援活動を展開しています。除雪ボランティアの活動内容は主にたまった雪の除排雪支援です。おおむね1～2回の活動です。協力していただける場合は個人負担なしでボランティア保険の加入手続きを行いますので、お問い合わせください。  
☎ 社会福祉協議会 ☎23-2165

## 業者への雪下ろし依頼について

雪下ろし業者をお探しの方は、下記までお問い合わせください。  
鹿角建設技能組合 ☎23-6171  
鹿角十和田建設技能組合 ☎35-4804  
鹿角建設業協会 ☎23-7511

依頼にあたっての注意点  
●費用は屋根の形状や面積、作業時間、排雪方法などによって異なります。作業の前に業者と良く話し合ってから依頼するようお願いします。  
●まとまった降雪があった場合は、業者への依頼が集中し、すぐに作業できない場合があります。